

# 智光の淨土教思想に就いて（上）

戸 松 憲 千 代

## 目 次

### は し が き

#### (二) 智光の略傳

##### (A) 誕 生

##### (B) 出 家

##### (C) 修 學 時 代

##### (D) 著 作 時 代

##### (E) 智光の晩年とその示寂

#### (二) 智光の著書及びその解説

##### (A) 淨名玄略述

##### (B) 法華玄略述

##### (C) 般若心經述義

##### (D) 無量壽經論釋

##### (E) 四十八願釋と觀無量壽經疏

(三) 智光の本願觀(特に往因論に注意して)

(A) 總釋

(B) 別釋

(1) 第十八願觀

(a) 信樂論

(b) 十念論

(c) 逆誘攝不論

(2) 第十九願觀

(3) 第二十願觀

(四) 法藏の發心及び發願の地位に就いて

(A) 法藏發心の階位

(B) 法藏發願の地位

(五) 智光の佛身佛土論(以下次號)

(A) 智光の一般的佛身(土)論

- (1) 傳承的佛身論(一般的佛身論の第一義)  
(2) 獨創的佛身論(一般的佛身論の第二義)

(B) 智光の彌陀佛身(土)論

- (1) 智光の彌陀報應論  
(2) 智光に於ける變易分段二生死論

智光の淨土教思想に就いて(上)(戸松)

## (六) 智光の機根論及び生後得益論

- (A) 智光の機根論  
(B) 智光の生後得益論

## (七) 其他の諸問題(曇懶の『論註』と智光の『論釋』との相異點に注意して)

- (A) 『淨土論』の異本(曇懶所贊の『淨土論』と智光のそれとが異本であつたらしい點)

- (B) 『淨土論』に對する二師の科文の相違

- (C) 智光の『大經』別中說に就いて

- (D) 智光の五劫修行論

- (E) 「起觀生信」に對する智光の見解

- (F) 智光の『觀經』三心觀

- (G) 「未證淨心の菩薩」に對する二師見解の相異點

(附) 法性生身及び無垢輪のこと

む  
す  
び

附錄。天親『淨土論』、曇懶『淨土論註』、智光『無量壽經論釋』三本對照表。

以  
上。

私は以下智光の淨土教思想に就いて論究せんとするものであるが、これに就いては已に故山田教授の「日本に於ける淨土教の先覺者」(『日本佛教史之研究』三四六頁以下)、故佐々木學長の「智光の淨土教」(『印度支那日本淨土教理史』七五六頁以下)、先輩高西師の「智光の淨土論疏に就いて」(『佛教研究』七卷第一號)等の諸論文があり、又智光の傳記に就いては寺崎修一氏の「元興寺智光の事とも」(『現代佛教』六卷六號)等があつて、各々参考に倣ひするものがある。然しながら、智光の淨土教思想に關する限り、猶ほ誤謬も多く、又足らざる所も相當にある様であるから、以下これ等諸論を顧みつゝその誤りを訂し足らざるを補ふ意味に於

いて敢へて私見を提撕せんと思ふものである。幸に、大方諸賢の御叱正あらんことを。

## 一、智光の略傳

### (A) 誕生

景戒の『日本靈異記』<sup>(註一)</sup>に依れば、智光は河内の國安宿郡稻葉村に生れ、俗姓は鋤田連、後改めて上村主と言ふ。又母方の姓は飛鳥部造とある。彼が何時頃生れたかその年代に就いては、右の『靈異記』を初めとして『日本往生極樂記』等其他の諸傳にも更に觸れてないから、確定することは勿論分らない。然しながら、彼の自著『般若心經述義』の序文を見ると、彼自ら

「智光從<sub>リ</sub>生九歲<sub>ニ</sub>避<sub>シ</sub>憤肉處<sub>ヲ</sub>遊<sub>シ</sub>止伽藍<sub>ル</sub>。然自<sub>リ</sub>志學<sub>ル</sub>。至<sub>リ</sub>于天平勝寶四年<sub>ニ</sub>合三十箇年中專憩<sub>リ</sub>松林<sub>ヲ</sub>練<sub>リ</sub>身研<sub>リ</sub>神<sub>ヲ</sub>。隨<sub>ツ</sub>堪<sub>ル</sub>禮<sub>ヲ</sub>讀<sub>シ</sub>周<sub>ニ</sub>覽聖教<sub>ヲ</sub>。其最要者唯此經焉<sub>。</sub>」

等と云つてゐるから、これに依つて彼の出生年時を略ほ推定することが出来る。即ち、こゝに「志學」とある語は注意を要すべく、これ恐らくは『論語』爲政第二に「吾十有五而志<sub>于</sub>學<sub>ニ</sub>」とあるものを承けて、即ち十五歳を表す語ではなからうか。勿論、智光の當時この「志學」と云ふ語が、今日の如く十五歳を表す代名詞として一般に通用されてゐたか何うかは大なる疑問であるが、彼の『淨名玄論略述』<sup>(註二)</sup>の序文を見ても、彼は又『禮記』の「冠年」と云ふ語を以て二十歳を表してゐるから、これより見ても今の「志學」なる語は當時一般インテリ間に流行語として流布してゐたものではなからうか。思ふに、儒教の思想は遠く飛鳥朝時代に已に我が國に傳來し、特に後世奈良朝の佛教に大なる影響を及ぼした

と見らるゝ聖德太子に於いてこれが相當多分に取り入れられてゐることであるから、從つてかかる儒教より出でたる「志學」、「冠年」等の語が當時一般人士の間に好んで用ひられてゐたであらうことは、これを想像するに敢へて難くないのである。

かくて、かかる吾人の主張が許さるゝとするならば、彼が『心經述義』を製作した天平勝寶四年はこの「志學」(十五歳)より三十年目であるから、即ち彼の四十四歳なることが領解され、従つてこれより逆算すれば彼の出生年時も自ら推定せらるべく、即ちその和銅二年(皇紀一三六九)に當ることが分るのである。而して、これより九歳に至る彼の出家の時期までは、家に在つて父母の慈愛の許に育々くまれてゐた時代であるから、この時代を又彼の在家時代と言つて可いであらう。

### (B) 出 家

智光の出家に就いては、上引『心經述義』の序文に「智光從<sub>三</sub>生<sub>九</sub>歲<sub>レフ</sub>避<sub>ニ</sub>憤<sub>ニ</sub>肉<sub>ヲ</sub>處<sub>ヲ</sub>遊<sub>ニ</sub>止<sub>ニ</sub>伽<sub>藍</sub>」とあるから、元正天皇の養老元年(一三七七)、即ち彼の九歳の時なることが推定さるゝ。思ふに、「肉處」とは在家生活を指し、「伽藍」とは出家の生活を指示したものであらう。かくて、彼は齡僅か九歳にして父母の膝下を離れ所謂出家をしたことであるが、こゝに「伽藍」とあるは又吾人の注目を要すべく、即ちそれが鋤田寺を指すものか元興寺を指すものなるか勿論はつきりしたことは分らぬが、『<sub>[註四]</sub>靈異記』等の筆格より推すに、恐らくはその前者に屬するものでなからうか。

又、彼が何故出家したかその原因に就いては、諸傳に多く行基の前身たる一娘の誘導に依るとか、更にはその娘との戀愛關係に依るとか種々に取り沙汰されてゐることであるが、何れも無根の事柄にして、史實としては價値なき

ものであるから、今吾人の取らざる所である。思ふに、これには種々の原因があつたであらうが、今敢へてその一つを擧ぐるならば、實に彼は好學の徒であつたから遊學の念押へ難く、こゝに出家したものゝ如くである。即ち、「淨名〔註六〕」の序文を見ると、彼自ら「智光生〔註六〕自日本ニ守レ朴成レ逸、徒以ニ面牆」。元崇〔註六〕修學「云々」と云つてゐるから、これに依ると彼は生來無口な消極的質の人間であつたらしく、仍つて自らの見聞を深めんが爲めに出家遊學したものゝ如くである。

猶ほ、これより二十歳にして彼が元興寺に入るまで約十年間は彼が出家の道に就いて種々見聞した時代と見らるゝから、この時代を又彼の出家見習時代と云つて可いであらう。

### (C) 修 學 時 代

『淨名玄論略述』の序を見ると、彼は

「智光生〔註六〕自日本ニ守レ朴成レ逸、徒以ニ面牆」。元崇〔註六〕修學「爰屬〔註六〕冠年ニ方知ニ慕業」。隨レ聆隨レ持、訪レ審逐辰但逝以不舍。(中略)卒レ日而任ニ力見聞、採〔註六〕稽書傳「凡遂三十有餘載、矯弱若〔註六〕所識矣。仍永磨〔註六〕鉢、庶能一截〔註六〕堅念無〔註六〕炎、遂延〔註六〕居諸〔註六〕式述〔註六〕茲論〔註六〕勒爲〔註六〕五軸」。毎時抽〔註六〕慮、遂增〔註六〕慚愧〔註六〕」。

等と云つてゐるから、冠年(二十歳)頃には相當に學問に對して興味も出で、修學の情止むるに由なく、「訪レ審逐辰但逝以不レ舍」とあるから、所々方に師を求めて止まなかつたものであらう。彼が、元興寺に一世の巨匠道滋(智藏とするは誤りなるべし)を師とし、又終生の友たりし禮光(賴光)を見附けたのもこの頃であつたであらう。然しながら、彼が道滋に會ひ、禮光を友とするまでには轉々師を求めて所々を遊んだことが窺はる。

かくて、彼は道滋の下に同學禮光と共に寸暇を惜んで力を見聞に任せ一意書傳を漁つたものだ。而して、その後十數年を経て彼の三十四五歳頃に及ぶや相當に學方も附いて來たものゝ如く、猶ほ彼が「仍<sup>アタマ</sup>永<sup>ナガ</sup>鑑<sup>ササ</sup>、庶能<sup>ハバク</sup>一<sup>ヒテ</sup>截<sup>セ</sup>」と云つてゐるより見れば、當時彼が如何に學問に對して偉大なる熱と力とを持つてゐたかが窺はる。彼の意氣や正に昇天たるものがあつたであらう。實に智光に於いて、元興寺に於けるこの時代は彼の生涯中最も希望に輝いた、又最も樂しきりし時代ではなかつたらうか。彼が後年禮光と共に道滋門下の二俊足として一世に稱讃さるゝに至つたのも亦この修學時代の賜物であらう。

#### (D) 著作時代

史實に従するに、天平十六年甲申十一月、行基の大僧正となるや、智光これを恨んで鋤田寺に隠退し、一箇月ばかりして急に死して墮獄した。そして、地獄の種々の苦しみを舐め、後蘇つて當時難波に居た行基の許に詣つて罪を謝したとある。これは、「靈異記」を初めとして種々の諸傳に記載せられてゐるところであるが、思ふに、法相三論の二宗はその内的教理の方面に於いても又外的事業の方面に於いても全然相背反せる立場にあつたから、當時相當大きな感情上の溝があつた。らう事はこれを想像するに難くない。先づ、その内的教理に就いて考ぶるも前者が有の立場に存するに對し、後者は空の立場を守つてゐる。又、かかる教理に附隨して起つた往生思想に就いても、前者が彌勒上生を願求してゐるに反し、後者は彌陀西方を願生して止まない。更に、外的方面に就いて見るも、前者が種々の事業に積極的に活躍してゐるに反し、後者は更にこれなく内學究に向つて精進し、甚だ靜的な消極的なものである。而して、これ等兩者に於ける相異つた二つの立場に就いてその正否は別として、後者の三論宗に比し前者の法相宗は上御

一人の信任も厚く、又下一般民衆の人氣も博してゐたやうだから、これが三論側の不平反感の大いなるたゞとなつてゐたやうことは否定し難い事實である。

かゝる時に當り、たまノ<sup>ノ</sup>行基が法相宗より選ばれて、始めて大僧正の榮官に就任したのであるから、法相宗に対する反感は行基一人に集り、こゝに行基の大僧正任官を契機として三論側に於ける年來の不平が爆發するに至つたのである。されば、右『靈異記』等の記事は全部信用し得ないまでも、三論宗の一人として智光が行基の大僧正任官に對して心宜からず思つてゐたであらう事は、これを想像するに難くないのである。事實、智光はその學力に於いて行基のそれに勝る事幾倍かであつたから、彼が「我是智行大僧、行基淺智沙彌也」等と云ひて、又「恨<sup>ハナツリテ</sup>時寵<sup>ミ</sup>三<sup>ミ</sup>鋤田寺<sup>ミ</sup>而住<sup>ス</sup>」とあるから、時世を恨みつゝ昔懷しき故郷の鋤田寺に隠退した事も一面無理からぬ所があるのである。時正に天平十六年、即ち彼の三十六歳の時である。

かくて、彼は内に不平の心を祕めつゝ永年住み慣れし元興寺を出でて故郷の鋤田寺に歸つたのであるが、間もなく病にかかり一月ばかりして急死するに至つた。そして、地獄に墮ちて種々の苦を舐め、再び蘇生するや當時攝津の國に居た行基をはるばる尋ねて謝罪したと云ふことである。かゝる墮獄の事蹟が事實彼にあつたか何うかは吾人の大いに疑問とする所であるが、靜かな故郷の山寺に落着いて過ぎにし我が行蹟を振り返つて見た時、行基を嫉んだ自己のきたなさ、あさましさに目覺め、大いに内省する所があつたらしい。こゝに於いてか、彼はこの墮獄の事蹟を契機として斷然名利を捨て、宿年の念願たる著作生活に精進したものである。『淨名玄論略述』の序に

「一世若流百年如駒。榮形難保名譽易沒。誰有智者放逸不<sup>シ</sup>信。追求名利空過晝夜。」

智光の淨土教思想に就いて（上）（戸松）

等と云つてゐるものは、當時に於ける彼の心境を記録せるものではなからうか。而して、天平二十一年の一月には多年の競争相手たる行基も死して、いよいよ名利を捨て、静かな著作の念願を深うしたものゝ如く、即ち天平勝寶四年には『般若心經述義』一卷を製作してゐる。恐らくは、彼の多くの著書はこれに相前後して製作されたものであらう。(但し『無量壽經論釋』五卷及び『安養賦』一卷等淨土教關係の著書は智光歸淨後の述作を見るが懸念であらうか)。かくて、天平十六年よりその晩年、禮光を先導として淨土教に歸するに至るまで、約二十箇年間は靜かな松林中で思考を鍊りつゝ述作に耽つた時代であるから、この時代を又彼の著作時代と呼んでよいであらう。

(E) 智光の晩年とその示寂

卷九

慶滋保胤の『日本往生極樂記』を見ると、智光は一日夢に禮光を先導として佛の掌中に淨土を拜み、夢の覺めるや直ちに畫工に命じてその所見のまゝを圖書せしめ、一生これを觀じて終ひに往生を遂げたとある。この事蹟が彼に於いて何時頃起つたかは又判然しないが、彼と殆んど同年と見らるべき禮光の死より推して、又右の『極樂記』に「一生觀之終得往生」等とある筆格より見れば、相當晩年に屬するものであらう事が想像されるのである。蓋し、追々老境に入つて内觀の圓熟するに従つて、著述てふ學解の生活も却つてわづらはしく、こゝに親友禮光の死に會つて遂に歸淨するに至つたものであらう。従つて、かかる歸淨の事蹟は少くとも彼の著作時代以後にして、相當晩年に屬するものと見るが際當であらう。

最後に、彼が何時頃死んだかその年時は不明であるが、『靈異記』に依れば、

智光大德、弘法傳教。化迷趣正。以至白壁天皇世、智養蛇、日本地、奇神遷不、知堺矣。

等とあるから、光仁天皇の寶龜年間（一四三〇—一四四〇）、即ち彼の六十二歳乃至七十二歳の間に存することが推定されるのである。噫乎、思へば彼の一生は實に波瀾萬重たるものであつたが、その晩年たるや聖道を捨て、淨土に歸し、自ら圖畫せしめたかの曼荼羅を觀じつゝ、靜かな餘生を送つたものであつた。

## 二、智光の著書及びその解説

〔註二〕古錄に徵するに、智光には左の如き十二部五十有餘卷の著書があつたらしい。

- |      |         |     |
|------|---------|-----|
| (1)  | 淨名玄論略述  | 五卷  |
| (2)  | 法華玄略述   | 五卷  |
| (3)  | 大般若疏    | 二十卷 |
| (4)  | 般若心經述義  | 一卷  |
| (5)  | 正觀論     | 一卷  |
| (6)  | 盂蘭盆疏    | 一卷  |
| (7)  | 中論疏記    | 六卷  |
| (8)  | 初學三論標宗義 | 六卷  |
| (9)  | 無量壽經論釋  | 五卷  |
| (10) | 安養賦     | 一卷  |

## (1) 四十八願釋 一卷

## (2) 觀無量壽經疏 不明

然しながら、これ等の殆んど大半は已に散逸し、その現存するものは僅かに(1)『淨名玄論略述』と(4)般若心經述義との二部に過ぎない。従つて、これ等の全部に渡つては到底知るに由なきことであるが、今吾人に氣附けるところのみを左に述べてこれが解説を與へておこう。

## (A) 淨名玄論略述

本書は全五卷よりなり、就中卷第一本末・卷第二本末・卷第三本末・卷第五本等は今に現存し、卷第四本末と卷第五末とは何時の頃にか散逸してしまつてゐる。

而して、本書は云ふまでもなく嘉祥の『淨名玄論』を略述せるものである。略述とはあるが實は相當に詳しく記述せるもので、彼の一般佛教學は勿論、淨土教學特にその彌陀佛身佛土論等を知るにこよなき好資料たるものである。

## (B) 法華玄略述

『淨名玄論略述』<sup>(註一二)</sup>を見ると、

「略錄二緣起二示二童蒙二委申ニ元曲二如二法華玄略述」。

等とあるから、これに依つて本書が少くとも『淨名玄論略述』より前に製作されて居ることが知らるゝ。而して、本書

が何時頃散逸せるものなるか、はつきりしたことは分らぬが、良忠の『淨土宗要集』<sup>(註一三)</sup>に、

「況法華玄略述光云、醉三昧酒而臥八萬」

等とあつて、已に引用されてゐることであるから、その少くとも鎌倉時代までは世に存せることが推定される。かくて、本書は已に散逸せるものであるから、勿論その内容は明かでないけれども、これは嘉祥の『法華玄論』を略述せるものゝ如く、而して智光自らは後世法然上人が「偏依善導一師」を標榜せる如く、嘉祥を相承すると自認して止まざるものであるから、従つて嘉祥の『玄論』より推して略ほ本書内容の那邊にありしかを推測することが出来る。特に、右嘉祥の『玄論』（九七〇）には古來浮土教學史上重要な課題とせられてゐる彌陀佛身佛土の問題が詳述せられてゐることであるから、若し智光の『略述』にして今に現存してゐたならばと、その散逸せしことを返すんゝも遺憾に思ふことである。

### (C) 般若心經述義

本書は智光の著述中完全に現存せる唯一なるものである。その述作年時も、本書の序文に

「然自志學<sup>九九</sup>至<sup>一〇</sup>于<sup>一〇</sup>天平勝寶四年<sup>一〇</sup>合三十箇年云々」

とあるに徵して、天平勝寶四年（四四〇）、即ち彼の四十四歳の時なることがはつきりしてゐる。彼の一般佛教學を知るに又好資料たるものである。

### (D) 無量壽經論釋

本書は天親菩薩の『淨土論』を註釋せるものにして、彼の淨土教思想を知るに絶好の資料たるものである。逸書に属するものではあるが、幸に種々の書に引用されてゐるから、従つて此等引用文を綜合する事に依つて又その内容一般を推定する事が出来る。今吾人の検索せし引用書並にその引用回数を左に掲げておかう。

番號	著者	引用用書	引用回數
(1)	良源	極樂淨土九品往生義	二
(2)	源信	安養要集	一二
(3)		淨土宗要註記	二
(4)	良忠	淨土宗要註記	五一
(5)	良忠	淨土宗要註記	二
(6)	淨音(?)	論刪補鈔	六五
(7)	聖聰	註記見聞	六
(8)	了慧	無量壽經	四三
(9)	了慧	論註拾遺	五
(10)	了慧	論註	一〇
(11)			
(12)	良榮	淨土宗要集見聞	二
(13)	良榮	論註記見聞	一
(14)	惠	往生論私集鈔	一〇
(15)	懷音	諸家念佛集	三七
			二

右の如く十五部の書に、計三五〇回引用されてゐるのであるが、この中同一引文の重複するもの多々あればその實

質に於いては大いに減ずることとなる。而して、此等引文の全部を私に原形に復して附録せしめておいたから、好學の士の是非参照あらんことを希望する。

なほ、右引用書の中最後の懷音は正徳四年五月五日まで生存してゐた人物であるから、これより見れば本書は徳川の中期頃までは世に存した如く思はるゝが、彼と殆んど同時代の席贊(鎮西白旗流)はその著『往生要集指麾鈔』に於いて、

「未<sup>タ</sup>見<sup>ニ</sup>彼疏<sup>ヲ</sup>。恨不<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>于<sup>シ</sup>世<sup>ニ</sup>」。

等と云つてゐるから、徳川の初期頃には已に散逸したと見るべきか。従つて、懷音の『諸家念佛集』に於ける二箇所の引文の如きは、附錄の『對照表』(No. 24 及<sup>テ</sup>)に依つて明かなる如く、已に源信の『往生要集』及び良忠の『淨土論註記』等を初めとして、その他に屢々引用されてゐる事であるから、孫引と見做すべきであらう。

#### (E) 四十八願釋と觀無量壽經疏

『四十八願釋』と『觀無量壽經疏』とは共に智光の述作として、興隆の『佛典疏鈔目錄』(卷下)中に出づるところである。即ち、右『目錄』(『日本佛教全書』一、P. 213)には、先づ『四十八願釋』を掲げて

「四十八願釋一卷 元興寺智光  
述。未行」

とあり、また同(P. 214)には『觀無量壽經疏』を載せて

「(觀無量壽經)疏 元興寺智光撰述。  
未<sup>レ</sup>行<sup>シ</sup>世間<sup>失<sup>レ</sup>本<sup>シ</sup></sup>」

とある。

智光の淨土教思想に就いて(上)(戸松)

従つて、これに依れば智光の述作たることに間違ひないやうであるが、然しこれ等を智光の述作とするに對しては疑問がないでもない。それは何う云ふ譯かと云ふと、第一に右の二書は共に唯だ興隆の『佛典疏鈔目錄』に載つてゐるのみで、他の有力なる『聖教目錄』には全くこれを見得ないからである。思ふに、興隆(一二三五〇)は徳川中期の人物で、従つてその手に成れる右『佛典疏鈔目錄』は目錄としては非常に權威のないものである。況んや、彼自らは右の二著を事實には見てゐないのであつて、又已に右『目錄』にかかる二著の出據が舉けてないのであるから、何としても疑ふ可き一點はある。

然し、吾人はこれ等二著を智光の著述に非ずとして全然否定し去るものではない。これ全く吾人の憶測たるに過ぎぬが、恐らくは右の二著は『無量壽經論釋』の一部分が別に抄撮されたものではなからうか。事實、智光の『無量壽經論釋』(附錄『對照表』)には『大經』の四十八願が、又同(附錄『對照表』)には『觀經』九品段の文が各々相當に詳しく記述せられてゐる。故に、興隆の『目錄』に出づる『四十八願釋』と『觀無量壽經疏』とは右『無量壽經論釋』の(附錄『對照表』)と同(附錄『對照表』)と同(附錄『對照表』)に於ける箇處を、後人が別に抄出したものであるかも知れぬ。又、かく考へて考へられぬこともないのである。果して然らば、右の二書は智光の述作たることに間違ひはないが、事實は『無量壽經論釋』に外ならぬものとなるのである。これ、勿論吾人の憶測にて先輩の御是正を仰がねばならぬ。

以上、簡単ながら智光の著書に就いて論じたことであるが、最後に便宜上彼の學事に關する略年譜を掲げてこの項を終る事とする。

番號	天皇	年號	干支	紀元	學年智光の歸
(1)	元明	和銅二年	己酉	二三六九	
(2)	元正	養老元年	丁巳	二三七七	九
(3)	聖武	神龜五年	戊辰	二三八八	二〇
(4)	聖武	天平十五年	癸未	一四〇三	三五
(5)	聖武	天平十六年	甲申	一四〇四	三六
(6)	聖武	天平二十二年	己丑	一四〇九	四一
(7)	孝謙	天平四年	壬辰	一四一二	四四
(8)	光仁	寶龜元年	庚戌	一四三〇	六二二
		一年	甲庚	一四四〇	一七二

○此頃學力が相當につく。  
○學に對していよいよ熱意を持つ。  
○此頃心經述義となる。  
○行基大僧正となる。  
○行基を恨んで元興寺を出て鋤田寺に隠退す。  
○後間も無く墮獄の體験を得る。  
○これより著作に専心する。

- (註一)『日本靈異記』(芳賀矢一博士編『今昔物語集』本 p. 41)
- (註二)『般若心經述義』(日本大藏經 1 b)
- (註三)『淨名文論略述』(日本大藏經 6 b)
- (註四)『日本靈異記』(芳賀矢一博士編『今昔物語集』本 p. 41)
- (註五)右に依れば、「釋智光者、河内國人。其安宿部郡鋤田寺之沙門也」とあり。
- (註六)智光出家の事蹟に關しては左の如き諸傳を參照せられたし。

①『今昔物語』(芳賀矢一博士編『今昔物語集』本 p. 35 以下)

- (2) 『私聚百因緣集』(同上 p. 46—p. 48)  
 (3) 『曼荼羅緣起』(『泉州誌』四 5a 所引)  
 (4) 『平城坊目考』(一卷10 b)  
 (5) 『智光曼陀羅合讚』(1 a)

〔註六〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 6 b)

〔註七〕行基に於ける大僧正任官の年時に就いては左の如き三種の異説がある。

- (1) 天平十七年説(『續日本紀』第十六卷)
- (2) 天平十四年説(『行基菩薩傳』)
- (3) 天平十六年説(『靈異記』)

〔註八〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 5 b)

〔註九〕『日本往生極樂記』(日本佛教全書 7 b)

〔註一〇〕『日本靈異記』(芳賀矢一博士著『今昔物語集』上 p. 43)

〔註一一〕智光の著書に關しては、『靈異記』を初めとして『諸宗章疏錄』(日本佛教全書所載)、『淨土依憑經律論疏目錄』(俗に『長西錄』と云ふ。日本佛教全書所載)、其他『蓮門類聚經釋錄』(日本佛教全書所載)、『三論宗經論章疏目錄』(日本佛教全書所載)等を參照。

〔註一二〕『淨名玄論略述』(日本大藏經 15 a)

其他同(21 a)、同(77 b)、同(189 a)、同(200 b)等參照。

〔註一三〕『淨土宗要集』(淨空十一 4 b)

〔註一四〕特に『淨名玄論略述』(2 b)、同(5 ab)、同(6 b)、同(7 b)等の序文、及び同(22 a)の論文を參照せられたし。如何に智光が嘉祥を崇拜し信順したかを知るに足る。

〔註一五〕『往生要集指掌鈔』(十九 362)

### 三、智光の本願觀（特に往因論に注意して）

『無量壽經論釋』(對照表)を見ると、智光は四十八願を總別の一釋を以て論じてゐる。先づ、その總釋より彼の意のある所を窺つて見よう。

#### (A) 總釋

凡そ、四十八願を攝法身願、攝淨土願、攝衆生願の三門を立て、分別する事は淨影の『無量壽經義疏』<sup>〔註一六〕</sup>に初まる。即ち、該疏によれば第十二、十三、十七の三願は攝法身の願に、第三十一、三十二の二願は攝淨土の願に、餘の四十三願は攝衆生の願に各々對配されてゐる。而して、今智光がこの淨影を承けてかゝる三門分別を用ひてゐたか何うかは、つきりしないけれども、(一)已に彼が淨影の『大經疏』を讀んでゐること(智光の機根論は全く淨影の『大經疏』<sup>〔註一七〕</sup>を依據せるものである。第六章參照)、(二)彼が最もその思想的影響を受けたと見らるゝ嘉祥が淨影に順じて同じく三門分科を用ひてゐること、(三)『無量壽經論釋』に於ける前後の筆格から推察して等の諸點に徴して、恐らくは彼もこれを依用したであらうことが想像さるゝ。而して、彼はこの三門の中特に最後の攝衆生願に對して、左に表示する如く攝凡夫攝聖人對、攝他土攝自土對の二對四重の範疇を設けて、淨影に於ける四十三箇の願を一々配當せしめてゐる。思ふに、かゝる企ては智光に於いて初めて見ることであり、彼の淨土教學上特筆すべき重點である。(○内に數字は願の番號を表すものとす。)

## 淨影三門分別

(1) 摄法身願 (12)(13)(15)  
 (2) 摄淨土願 (31)(32)

## (A) 摄凡攝聖對

(1) 摄凡夫願  
 (2) 摄聖人願

(3) 摄他攝自對

(4) 摄自上願

(5) 摄他土願

(6) 摄自下願

(7) 摄他上願

(8) 摄自中願

(9) 摄他中願

(10) 摄自下願

(11) 摄他下願

(12) 摄自中願

(13) 摄他中願

(14) 摄自上願

(15) 摄他上願

(16) 摄自中願

(17) 摄他中願

(18) 摄自下願

(19) 摄他下願

(20) 摄自中願

(21) 摄他中願

(22) 摄自上願

(23) 摄他上願

(24) 摄自中願

(25) 摄他中願

(26) 摄自下願

(27) 摄他下願

(28) 摄自中願

(29) 摄他中願

(30) 摄自上願

(31) 摄他上願

(32) 摄自中願

(33) 摄他中願

(34) 摄自下願

(35) 摄他下願

(36) 摄自中願

(37) 摄他中願

(38) 摄自上願

(39) 摄他上願

(40) 摄自中願

(41) 摄他中願

(42) 摄自下願

(43) 摄他下願

(44) 摄自中願

(45) 摄他中願

(46) 摄自上願

(47) 摄他上願

(48) 摄自中願

(49) 摄他中願

(50) 摄自下願

(51) 摄他下願

(52) 摄自中願

(53) 摄他中願

(54) 摄自上願

(55) 摄他上願

(56) 摄自中願

(57) 摄他中願

(58) 摄自下願

(59) 摄他下願

(60) 摄自中願

(61) 摄他中願

(62) 摄自上願

(63) 摄他上願

(64) 摄自中願

(65) 摄他中願

(66) 摄自下願

(67) 摄他下願

(68) 摄自中願

(69) 摄他中願

(70) 摄自上願

(71) 摄他上願

(72) 摄自中願

(73) 摄他中願

(74) 摄自下願

(75) 摄他下願

(76) 摄自中願

(77) 摄他中願

(78) 摄自上願

(79) 摄他上願

(80) 摄自中願

(81) 摄他中願

(82) 摄自下願

(83) 摄他下願

(84) 摄自中願

(85) 摄他中願

(86) 摄自上願

(87) 摄他上願

(88) 摄自中願

(89) 摄他中願

(90) 摄自下願

(91) 摄他下願

(92) 摄自中願

(93) 摄他中願

(94) 摄自上願

(95) 摄他上願

(96) 摄自中願

(97) 摄他中願

(98) 摄自下願

(99) 摄他下願

(100) 摄自中願

(101) 摄他中願

(102) 摄自上願

(103) 摄他上願

(104) 摄自中願

(105) 摄他中願

(106) 摄自下願

(107) 摄他下願

(108) 摄自中願

(109) 摄他中願

(110) 摄自上願

(111) 摄他上願

(112) 摄自中願

(113) 摄他中願

(114) 摄自下願

(115) 摄他下願

(116) 摄自中願

(117) 摄他中願

(118) 摄自上願

(119) 摄他上願

(120) 摄自中願

(121) 摄他中願

(122) 摄自下願

(123) 摄他下願

(124) 摄自中願

(125) 摄他中願

(126) 摄自上願

(127) 摄他上願

(128) 摄自中願

(129) 摄他中願

(130) 摄自下願

(131) 摄他下願

(132) 摄自中願

(133) 摄他中願

(134) 摄自上願

(135) 摄他上願

(136) 摄自中願

(137) 摄他中願

(138) 摄自下願

(139) 摄他下願

(140) 摄自中願

(141) 摄他中願

(142) 摄自上願

(143) 摄他上願

(144) 摄自中願

(145) 摄他中願

(146) 摄自下願

(147) 摄他下願

(148) 摄自中願

(149) 摄他中願

(150) 摄自上願

(151) 摄他上願

(152) 摄自中願

(153) 摄他中願

(154) 摄自下願

(155) 摄他下願

(156) 摄自中願

(157) 摄他中願

(158) 摄自上願

(159) 摄他上願

(160) 摄自中願

(161) 摄他中願

(162) 摄自下願

(163) 摄他下願

(164) 摄自中願

(165) 摄他中願

(166) 摄自上願

(167) 摄他上願

(168) 摄自中願

(169) 摄他中願

(170) 摄自下願

(171) 摄他下願

(172) 摄自中願

(173) 摄他中願

(174) 摄自上願

(175) 摄他上願

(176) 摄自中願

(177) 摄他中願

(178) 摄自下願

(179) 摄他下願

(180) 摄自中願

(181) 摄他中願

(182) 摄自上願

(183) 摄他上願

(184) 摄自中願

(185) 摄他中願

(186) 摄自下願

(187) 摄他下願

(188) 摄自中願

(189) 摄他中願

(190) 摄自上願

(191) 摄他上願

(192) 摄自中願

(193) 摄他中願

(194) 摄自下願

(195) 摄他下願

(196) 摄自中願

(197) 摄他中願

(198) 摄自上願

(199) 摄他上願

(200) 摄自中願

(201) 摄他中願

(202) 摄自下願

(203) 摄他下願

(204) 摄自中願

(205) 摄他中願

(206) 摄自上願

(207) 摄他上願

(208) 摄自中願

(209) 摄他中願

(210) 摄自下願

(211) 摄他下願

(212) 摄自中願

(213) 摄他中願

(214) 摄自下願

(215) 摄他下願

(216) 摄自中願

(217) 摄他中願

(218) 摄自下願

(219) 摄他下願

(220) 摄自中願

(221) 摄他中願

(222) 摄自下願

(223) 摄他下願

(224) 摄自中願

(225) 摄他中願

(226) 摄自下願

(227) 摄他下願

(228) 摄自中願

(229) 摄他中願

(230) 摄自下願

(231) 摄他下願

(232) 摄自中願

(233) 摄他中願

(234) 摄自下願

(235) 摄他下願

(236) 摄自中願

(237) 摄他中願

(238) 摄自下願

(239) 摄他下願

(240) 摄自中願

(241) 摄他中願

(242) 摄自下願

(243) 摄他下願

(244) 摄自中願

(245) 摄他中願

(246) 摄自下願

(247) 摄他下願

(248) 摄自中願

(249) 摄他中願

(250) 摄自下願

(251) 摄他下願

(252) 摄自中願

(253) 摄他中願

(254) 摄自下願

(255) 摄他下願

(256) 摄自中願

(257) 摄他中願

(258) 摄自下願

(259) 摄他下願

(260) 摄自中願

(261) 摄他中願

(262) 摄自下願

(263) 摄他下願

(264) 摄自中願

(265) 摄他中願

(266) 摄自下願

(267) 摄他下願

(268) 摄自中願

(269) 摄他中願

(270) 摄自下願

(271) 摄他下願

(272) 摄自中願

(273) 摄他中願

(274) 摄自下願

(275) 摄他下願

(276) 摄自中願

(277) 摄他中願

(278) 摄自下願

(279)

佛國に往生して来る願であるから、攝他土願と呼ぶのである。他土自土は彌陀の淨土を自土として、これを起點として餘他の國土を他土と呼んだものである。故に、(4) 摄自土願とは第一・第二等の諸願は何れも彌陀自國を指した願であるから、この名を把握するに至つたのである。

### (B) 別 繹

次に、別繹とは又各論とも稱せらる可きものにして、即ち彼はこれに於いて四十八願の一について説明を與へてゐるのである。然しながら、附錄の『對照表』(No. 55)によれば、『大經』四十八願の中十六願は已に散逸してこれを見るに由ないが、已に了慧がその著『無量壽經鈔』に於いて屢々「御廟全同」とか又「御廟大同」とか等と注意してゐる如く、殆んど良源の解釋と變りないのであるから、吾人は良源を通して右散逸の諸願を略ほ窺知し得るのである。即ち、左に二師の願名を對檢して見れば凡そ次の如く表示される。

番號	智光『無量壽經論繹』(對照表五九)	良源『極樂淨土九品往生義』
一	國	國
二	有	人
三	土	土
四	嚴	嚴
五	淨	淨
六	無	無
七	諸	諸
八	惡	惡
九	趣	趣
十	願	願
十一	願	願
十二	願	願
十三	願	願
十四	願	願
十五	願	願
十六	願	願
十七	願	願
十八	願	願
十九	願	願
二十	願	願
二十一	願	願
二十二	願	願
二十三	願	願
二十四	願	願
二十五	願	願
二十六	願	願
二十七	願	願
二十八	願	願
二十九	願	願
三十	願	願
三十一	願	願
三十二	願	願
三十三	願	願
三十四	願	願
三十五	願	願
三十六	願	願
三十七	願	願
三十八	願	願
三十九	願	願
四十	願	願
四十一	願	願
四十二	願	願
四十三	願	願
四十四	願	願
四十五	願	願
四十六	願	願
四十七	願	願
四十八	願	願
四十九	願	願
五十	願	願
五十一	願	願
五十二	願	願
五十三	願	願
五十四	願	願
五十五	願	願
五十六	願	願
五十七	願	願
五十八	願	願
五十九	願	願
六十	願	願
六十一	願	願
六十二	願	願
六十三	願	願
六十四	願	願
六十五	願	願
六十六	願	願
六十七	願	願
六十八	願	願
六十九	願	願
七十	願	願
七十一	願	願
七十二	願	願
七十三	願	願
七十四	願	願
七十五	願	願
七十六	願	願
七十七	願	願
七十八	願	願
七十九	願	願
八十	願	願
八十一	願	願
八十二	願	願
八十三	願	願
八十四	願	願
八十五	願	願
八十六	願	願
八十七	願	願
八十八	願	願
八十九	願	願
九十	願	願
九十一	願	願
九十二	願	願
九十三	願	願
九十四	願	願
九十五	願	願
九十六	願	願
九十七	願	願
九十八	願	願
九十九	願	願
一百	願	願

九三三四五四五七七八八八元

淨如明鏡照見十方願殊祕珍彩嚴飭絕妙願見菩提無量光色願聞名係念修福卽生願離諸非愛不善音聲願行者命終現前導生願諸緣信樂十念往生願住正定聚必至菩薩迦耶等願眷屬聖者無數衆多願

國菩持菩天具菩所食菩所聞行聞十天眷眷壽光住離  
上薩經薩人德薩求頃薩化我名者名方人屬屬命明定諸  
如智必皆莊金說供遍究成係本命信諸遠長聖無遍聚妄  
鏡辯得共嚴剛法具侍竟滿念終樂佛離壽者窮照想  
徹無辨見殊那順皆恒一三修現十稱非隨無難無至  
照滯道勝羅一順沙生十善前念讚受願數可數我所  
十無才場絕延切意諸補二定導定我普自衆測佛  
方盡智樹妙身智樂佛處相生生名聲在多量國提等  
願願願願願願願願願願願願願願願願願願願

さて、かかる四十八願に對して今その一一に就いて解説するの暇なれば以下十八・十九・二十の三願を選んで、特にその往因論に注意しつゝ智光の見解の那邊にあつたかを窺つて見ようと思ふ。

### (1) 第十八願觀

智光は第十八願に對して、「諸縁信樂十念往生願」なる願名を與へてゐる。これ、願文の「十方衆生」を「諸縁」とし、智光の淨土教思想に就いて(上)(戸松)

聖 善 義 天 玄 毛 五 望 四 望 三 望 二 望 一 望

聽 聽 隨 普 聞 聞 聽 聞 隨 常 衣 聞 聞 聽 聽 光 衆  
 名 名 意 等 名 名 意 受 服 名 名 明 觸 我 寶 妙  
 得 即 所 靜 修 死 得 至 照 快 隨 修 梵 身 合 香  
 忍 至 樂 慮 習 後 淨 佛 見 樂 念 行 行 心 得 身  
 諸 得 聽 常 滿 生 解 具 十 勝 現 衆 證 女 成  
 法 不 受 見 足 尊 脱 足 方 如 前 所 證 女 無 宮  
 不 退 諸 德 貴 靜 諸 漏 不 敬 正 成 男 生 慢 殿  
 退 轉 法 佛 本 家 慮 相 國 盡 整 重 覺 男 慢 殿  
 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

聞 聽 隨 常 衣 聞 聞 聽 聽 隨 常 衣 聞 聞 聽 聽 光 衆  
 名 名 意 名 名 意 受 服 名 名 明 生 忽 發 必 觸 妙  
 令 即 所 修 死 得 至 照 快 隨 修 梵 身 合 香  
 得 得 樂 習 後 淨 佛 見 樂 念 行 行 心 得 身  
 至 至 滿 生 解 具 十 勝 自 衆 證 女 成  
 三 不 受 足 尊 脱 足 方 如 然 所 證 女 生 慢 殿  
 法 退 諸 三 德 貴 靜 諸 佛 漏 在 正 成 男 慢 殿  
 忍 轉 法 昧 本 慮 根 國 盡 身 重 覺 男 慢 殿  
 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願 願

又「至心信樂欲生我國」を「信樂」となし、「乃至十念」を「十念」と云ひ、更に「若不生者」を以て「往生」と呼んだもので、實に十八願を巧みに取意し盡してゐるのである。

### (a) 信 樂 論

さて、智光の第十八願觀に於いて先づ注目さるゝ事は、彼が願文の「至心信樂欲生我國」の三信を「信樂」の一心を以て代表せしめてゐることである。これ、恐らくは三信中信樂に重きを置き、即ち三信は信樂の一心に攝歸さるゝことを意味するものでならうか。思ふに、天親の『往生論』とは「無量壽經優婆提舍願生偈」とて、即ち天親の願生思想をそが全一内容とするものである。従つて、かの『刪補鈔』(一〇二)等が「故知、五念中作願爲<sub>アシス</sub>慈體<sub>ト</sub>。餘四門作願之上別相也。中略。有抄云、十住論云一切諸法願爲<sub>アシス</sub>根本<sub>ト</sub>。離<sub>レテ</sub>願不成<sub>セ</sub>、是故發<sub>ク</sub>願<sub>ト</sub>等と云ひて、天親の五念門の中第三の作願門を總體根本の行法として提撕せることも、また吾人の首肯し得るところである。仍つて、かかる作願門を根本とする天親の『往生論』より今の所論たる第十八願文を窺へば、それは當然「諸緣欲生十念往生願」と呼ばらる可く、即ち三信中最後の欲生が重視せられねばならぬであらう。蓋し、願生の義相は欲生に於いてこそ見られ、至心や信樂に於いては何としてもこれを見得ないからである。然るに、今智光がかかる欲生を描いて信樂の一心を以て三信を代表せしめたことは一體何う云ふ譯であらうか。これ、單なる吾人の憶測には過ぎぬが、恰も後世我が觀鸞の三信論のそれの如く、智光もまた三信中信樂の一心を重視して、即ち餘の至心・欲生の一心は信樂の一心中に攝歸さるべき意味を持たしめて、「諸緣信樂十念往生願」等と呼んだものではなからうか。智光は『往生論』に於ける「起觀生信」の信心を解するに、吾人の後に記述するであらう如く、かの十八成就の文を以てしてゐる。これ等より考へても、智光の信心論は

非常に宗祖のそれに髣髴たる所があつて、即ち右吾人の三信は信樂の一心中に歸すべしとの主張を一入強くするものがある。

かくて、かゝる吾人の主張が假りに許さるゝとするならば、こゝに智光の信心論は偶然にも親鸞のそれと相一致し、吾人の私かに痛快に感する所である。而して、更に亦彼がこの信樂の對象を以て十七願の名號とし、又此の信樂に往生の得益ありと論するが加きも、全く我が宗祖に同順するもので、實に注意すべき要點である。凡そ、十八願に於ける信樂の對象を名號とすることは、良源も「聞名信樂十念定生願」と云つて、十八成就の文に對檢してこれを實證してゐることであるが、これは已に智光に見らるゝことで、即ち『無量壽經論釋』(對照表)に依れば、彼は『淨土論』に於ける「云何觀、云何生〔信心〕」を解して次の如く解してゐる。

「觀者是解、信者是行。申略言、生信者諸有衆生聞、阿彌陀佛名、信心歡喜乃至一念皆得、往生、唯除謗法。況復具修諸善根。」

かくの如く、『淨土論』の「生信」の内容を十八成就の文を以て説明してゐるのであるから、これに従っても今の因願の「信樂」が名號を對象とするものなることが知らるゝ。而して、かゝる名號を對象とする十八願の信樂が往因として往生の得益を有することは、彼の十八願に於ける願名に依つて、又右「生信」を明す條下に「皆得、往生」とある文、或は『無量壽經論釋』(對照表)の「言、如是彰、信爲能入」等に従して明かであるが、これ後世親鸞に於ける如く徹底せるものでないにしても、日本淨土教理史上忘るべからざる特筆點であると思ふ。

因に、同論釋(對照表)を見ると『觀經』の三心を『起信論』の三心に會合して説明を與へてゐるが、智光に於いてこ

の「觀經」の三心が「大經」十八願の今の三信にそのまま、契當するものなるか何うかは大なる問題であつて、なほ後の研究を俟たねばならぬ。(「觀經」の三心に就いて詳しく述べ第七章を參照せられたい。)

### (b) 十 念 論

次に注意すべきは彼の十念論であるが、一體彼は十八願の十念を如何に見解してゐたであらうか。凡そ、諸傳の記する所に依れば、智光の願生思想は觀佛三昧中心である。(註一九) 今、一二の例を舉ぐれば「日本往生極樂記」に親友の禮光が智光に向つて「我昔披<sub>シテ</sub>見<sub>シテ</sub>經論<sub>ヲ</sub>欲<sub>シ</sub>生<sub>シ</sub>極樂<sub>ヲ</sub>」(註二〇) 倘而思<sub>レ</sub>之知<sub>レ</sub>不<sub>シ</sub>容易<sub>。</sub>是以捨<sub>シ</sub>人事<sub>ヲ</sub>絕<sub>シ</sub>言語<sub>ヲ</sub>。四威儀中、唯觀<sub>シ</sub>彌陀相好、淨土莊嚴<sub>。</sub>多年積<sub>シ</sub>功<sub>ヲ</sub>今纔來也<sub>。</sub>等と觀察生因の旨を説いてゐるが如き、又同「極樂記」(註二一) に佛が智光に往生の業因を教へて「智光頭面禮拜白<sub>シ</sub>佛言<sub>ハ</sub>得<sub>シ</sub>修<sub>ム</sub>何善<sub>ニ</sub>生<sub>シ</sub>此淨土<sub>。</sub>」(註二二) 佛告<sub>シ</sub>智光曰、可<sub>レ</sub>觀<sub>シ</sub>佛相好、淨土莊嚴<sub>。</sub>等と宣ひ、次いで智光これを信受して一生淨土の曼荼羅を觀じつゝ淨土に往生したとあるが如きはこれである。従つて、これ等より推して見れば第十八願の十念は當然觀念中心の念佛と見らるべきであるが、一面彼に於いてこの觀念に即して又口念の稱名のあつた事を忘れてはならぬ。即ち、「無量壽經論釋」(註二三) に依れば彼は「淨土論」(註二四) 作願門の下に「心常作願一心專念」とあるを註して、

「一心專念者念佛有二。一者心念、二者口念。心念亦有二。念佛色身、謂八萬四千相等是。念佛智身、謂大悲力等是也。其口念者若心無力將口念佛令心不亂。然須專心。常念阿彌陀佛名號有三種益。一者由常念故諸惡尋伺畢竟不生。亦消業障。二者由常念故善根增長。亦得種子於見佛因緣。二者由常念故薰習熟利。臨命終時正念現前。」

等と云つてゐる。これ、念佛に心念と口念との二を立て、その心念に堪へざるものには口に彌陀の名號を稱へよと、稱名を勧めるものである。又、同『論譯』(註二)に依れば、彼は『淨土論』讚嘆門の條下に於いて、臺灣が「云何讚嘆門、謂稱二彼如來名」<sup>ノヲ</sup>「云々」と云へるものに一步進めて、「云何讚嘆門者、此文讚嘆爲正稱名爲傍」<sup>ノトロス</sup>と論じてゐるから、これに依つても後世親鸞等が強調した如く徹底してゐないにしても、兎に角彼が讚嘆門中に稱名を肯定したことか知らるゝのである。従つて、これ等より推測する時今の十八願の十念は觀察心念の念佛を中心とするることは勿論であるが、傍に又口念稱名の意もあると見るのが妥當ではあるまいか。

猶ほ、こゝに注意すべきは故橋川教授がその著『綜合日本佛教史』に於いて、

「然し智光は念佛に心念と口念とを分ち、若し心念に堪へざる者は、口に阿彌陀佛の名號を稱へよと勧め、更に口念に三種の利益のあることを述べてゐるのは臺灣に於て見るべからざるもので、善導流の影響と認めることが出来る。」

等と論じてゐるゝ事である。然し、これはあまりにも速断であつて、勿論その源は『觀經』の下々品に「善友告言、汝若不能念者、應稱無量壽佛」<sup>ラ</sup>とある經文に據るものであらうが、決して善導流の影響と見る事は出來ない。これは、恐らく遠くは臺灣の思想を承け、近くは已に淨音(悟阿彌陀)の『刪補鈔』<sup>〔註二〕</sup>にも注意してある如く、迦才のそれを承けたものであらう。即ち、先づ臺灣の『論註』<sup>〔註二四〕</sup>には

「此中云レ念者不レ取ニ此時節一也。(二)但言憶念阿彌陀佛若總相若別相隨ニ所觀緣心無ニ他想二十念相續名爲ニ十念。(二)但稱二名號ニ亦復如是。」

とありて、十念を解するに(一)觀念の念佛とし、傍に又(二)稱名の十念をも立てゝゐるのである。次に、迦才の『淨土論』を見ると、往因に通別の二因を立て、その別因に就き更に能求と所求とを設け、更にその能求中に「念佛名號」等の六種を立てゝゐる。この「念佛名號」と云ふが今の所用であつて、迦才はこれに就き次の如く説明してゐる。

「念佛者復有三種。一是心念、二是口念。心念者復有三種。一念佛色身、謂阿彌陀佛身有八萬四千相。相有八萬四千好。好有三八萬四千光明等。二念佛智身、謂阿彌陀佛有五分法身大慈大悲力無畏等也。一口念者若心無力須將レ口來扶。將レ口引レ心令レ不散亂。」

その殆んど智光と異ならざることを領解し得るであらう。而して、彼の云ふ所に依れば、かかる往因はすべて上根のものみなし得る所で、中下の二根には更に五種の行因ありとして、その第三番目に「須三專念三阿彌陀佛名號」なる一因を設けて、この念佛の下に三種の得益を提撕してゐる。即ち曰く、

「常念佛名有三種益。一由常念故諸惡覺觀畢竟不生、亦得消於業障。二者由常念故善根增長、亦得種於見佛因緣。二者由常念故薰習災利臨命終時正念現前也。」

等と。これ亦智光と大同なる事を知るのである。されば、念佛に心念と口念とを立つる智光の思想は遠く臺灣の『論註』を顧みつゝ、近く迦才の『淨土論』を承けたと見るべきで、橋川教授の主張せらるゝ如き善導流に依るものでは絶対ない。更に、吾人の見る所では智光には善導を受けたらしい所は一箇所もなく、その思想に於いては全く相異なるものがあるのである。

又、高西師や橋川教授は口稱に「消業障」等の三種の益あることを主張してゐるゝが、これ明かに誤謬にして智光の「論釋」は勿論、迦才の『淨土論』の前後の筆勢より見て心念口念の二に通じ、即ち正しくは心念の利益であつて、兼ねて口念の利益ででもある如くである。

### (C) 逆誇攝不論

第十八願の願名には見えぬけれども、その成就の文には「唯除誇法」とあるから、智光は五逆に對しては往生を許すも誇法にはこれを許さざる如くである。凡そ、かゝる逆法攝不の問題は已に聖德太子に於いて論ぜられてゐることで、我が日本淨土教理史上注意を要すべき問題である。即ち、太子では「維摩經義疏」第七に淨業滅惡草なる一章を設けて、業の力強ければ先づ淨報を得るが、逆に惡業が勝れば先づ惡報を得る。善惡二報は善惡二業の輕重に依つて決定する。そして、太子はかかる主張の論據を『大經』の十八願文に認め、次の如く説明してゐらるゝ。

「無量壽經云、唯除五逆誇謗正法者、但爲ニ一念ニ非謂ニ一生。終レ身修行也。」  
〔註三〇〕

等と。従つて、太子に依れば五逆と誹謗とを唯除することは一往一念の短時間にのみ關することで、一生の長きに渡つて然りと云ふのではない。故に、五逆誹謗のものも心を翻して終身淨業を修すれば淨業の力が惡業のそれに勝つて先づ淨報を感じ得ると云ふにある。従つて、これは恰も善導の「以三佛願力ニ五逆之與ニ十惡罪滅得ニ一生」  
〔註三一〕  
「誇法闡提廻心皆往」と云へるものに説教たるものがある。

然しながら、智光の逆誇攝不論はかかる太子や善導を承くるものでなくして、曇鸞や嘉祥の思想を受けたものゝ如くである。即ち、曇鸞に依れば、〔註三二〕『論註』八番問答の第一、二、三、四、五等に於いて『觀經』は五逆罪の一つであるから往

生するも「大經」は五逆と誇法との二罪が揃つてゐるから往生せずと云ひ、更に誇法は一つにても非常に罪が重いから、往生は叶はぬ、又現に法を誇りつゝあるものが往生の叶ふ筈はない等と論じてゐる。更に、嘉祥の如きもその著〔註三三〕『觀無量壽經義疏』に於いてその論理を殆んど曼鸞に同せしめ、即ち五逆が往生を許さるゝに對し、誇法は許されずとなしてゐる。而して、曼鸞嘉祥共に三論系の學者であつたと云ふ點、又智光が『無量壽經論釋』を製作するにこれ等二師の『論註』及び『觀經疏』を第一の資材としてゐる點等に徴して、今も亦この二師を繼承せるものと見るべきである。

### (2) 第十九願 觀

智光は第十九願を「行者命終現前導生願」と名け、次いで「謂、修、德、願、生命終佛與、大衆、現、其人、前、」等と説明してゐる。これに依れば第十九願に於いて諸行に臨終現前の利益あることを論じてゐるのであるが、更に『對照表』(203)に依れば、彼は聞名往生を明す條下に「諸有衆生聞、阿彌陀佛名、信心歡喜乃至一念皆得、往生、乃至況、復具修、諸善根、」等と云つてゐるから、今の諸行にも往生の得益があつて、更に「況復具云々」なる語に注意すれば、智光は第十八願の信樂或は念佛等よりも第十九願の諸行の方を重じてゐたものゝ如く見受けらるゝ。而して、彼がかく聞名或は念佛の往生に對して諸行のそれを重要視してゐることは、これ原始淨土教思想の自然の姿と云ふ可く、吾人の注目を要するところである。

### (3) 第二十願 觀

智光は第二十願に對して「聞名係念修福、即生願」なる名を與へ、次いで又「謂、聞、我、名、繫、念、我、國、積、諸、功、德、即、生、」等と説明してゐる。こゝに「即生」とあるは注意を要すべく、本來なれば十八成就に「即得往生」とあるから第十

八願に云ふべき事であるが、第十八願には却つて卽の字を抹殺し二十願にこれを附するものは何う云ふ譯けであらうか。思ふに、彼の淨土教思想に於いては諸行往生が重要な地位を占め、即ち一念佛に就いても觀念のそれが優勝たるものであつて、聞名往生や稱名往生の如きものは第二次的な劣等なるものであつた。従つてかゝる聞名や稱名をそなへることする第十八願に對しては、唯だ「皆得往生」とのみ云ひて、所謂順次生を意味する「即」の字はこれを抹殺して第二十願に譲つたものではなからうか。智光の釋格より窺へば、第十八願は何としても通論家の所謂別時意的意趣のあることを見逃せぬ。然るに、第二十願に於いてはその往因として信心(聞我名)あり、觀察(繫念我國)あり、諸行(積諸功德)あり、即ち三拍子揃つたものであるから、こゝに彼は順次決定の意味を含ませてこの願に特に「即」の字を附したのではなからうか。淨土の諸家が第二十願の「不果遂者」を解するに或は三生果遂等の義を立てゝ、即ち順後生に約するに對し彼が「卽生」の義を以て順次生に約するは、これ亦日本淨土教理史上特筆すべき重點である。されば、上來論述せる所より見れば十八・十九・二十の三願は、智光に於いて次第の如く劣より勝に向ふものであつて、我が法然、親鸞等とは少しくその趣を異にするものなることを知るのである。これ、思ふに原始淨土教に於ける自然の姿と見るべきであらう。

(註一六) 淨影「無量壽經義疏」淨土宗全書五  
〔註一七〕 嘉祥「無量壽經義疏」淨土宗全書五  
二二二に、

「……廣陳四十八願。就中有一三重。初正說願。但此願分爲三類。明之有三願。願淨土。有四十二願。願得眷屬。有三願。願得法身三。此三門不聚在一處。但隨義作之耳。」

等とあるに於いて、その三門分別の存在を實證するに足る。

〔註一八〕了慧『無量壽經鈔』(淨土宗全書十四 72 b)、同(73 b)、同(75 a)、同(76 b)、同(82 b)、同(85 b)、同(87 b)、同(92 b)、同(110 a)、同(111 b)、同(113 a)、同(115 b)、同(116 b)、同(118 a)、同(120 a)、同(121 a)、同(122 a)、同(122 b)、同(123 b)、同(124 a)、同(125 b)、同(126 a)等參照。

〔註一九〕良榮『論註記見聞』(淨土宗全書一 21 b)によれば、已に智光の觀察爲本の人たりしことを注意して、「智光云者、此師三論人師南都人也。是觀法成就人也。云々」等と論じてゐる。

〔註二〇〕『日本往生極樂記』(日本佛教全書 7 b)

〔註二一〕同上 (7 b)

〔註二二〕橋川正教授『綜合日本佛教史』(P. 122)

〔註二三〕『刪補鈔』(七 23 b)を見ると、先づ

「彼釋(智光の念佛釋を指す)依ニ迦才論」〔大正〕見○」

等を指示し、次いで同(七 24 a)には更に

「又案前智光釋口念下釋殊無體也。」

と、智光に於ける口稱念佛義の解釋を讀んでゐる。

〔註二四〕曇惲『往生論註』(上 32 a)

〔註二五〕迦才の『淨土論』(上 24 b)に

「今割レ煩就レ約略出其因自在ニ二種。一、是通因、二別因」〔大正〕とあり。

〔註二六〕迦才『淨土論』(上 25 b)

〔註二七〕迦才『淨土論』(上 27 ab)

〔註二八〕『無量壽經論釋』(對照表 No. 28) 參照。

〔註二九〕聖德太子の『維摩經義疏』第七淨業滅罪章(日本佛教全書五 p. 17)には

「淨業力強先受淨報」。若惡業是勝先受惡報。隨其輕重可商量也」

等と宣ふてゐらる。

〔註三〇〕『維摩經義疏』(日本佛教全書五 p. 17)

因みに、凝然大德は其著『維摩經疏卷羅記』(日本佛教全書五 p. 124)に於いて、  
 「言無量壽經云唯除五逆謗説正法等者、此通妨難。謂有難言、若業勝者先受報者、應十念念佛者即得往生。念佛善業是強勝故。故今會云、彼除逆謗者、是少時故。念佛一念時分少故不能滅一生逆謗重罪。若有生終身修習念佛者、必滅逆謗即得往生。」  
 等と、これを懇切快明に批評して居る。參照あれ。

〔註三一〕『法事讚』(上 6 b)

〔註三二〕『覺慧淨土論註』(上 29 b 以下)

〔註三三〕嘉祥『觀無量壽經義疏』(淨土宗全書五 p. 17)には、

「後明作三五逆、不眞明三謗法闡提。故明惡不盡。十惡四重五逆並得生西方。若是謗法闡提不得生也。所以謗法闡提不得生者、闡提不信法、臨終雖爲說有無量壽佛、彼終不信故不得往生。又謗法亦爾。如小乘人聞說有十方佛不自信故不得往生也。」  
 等とある。右に依つて、嘉祥の「謗説正法」を何處までも唯除してゐることが知らるゝであらう。

#### (四) 法藏の發心及び發願の地位に就いて

智光の『無量壽經論釋』(對照表)を見ると

「過去五十三佛之中最初成佛、名爲三鍊光、亦名燃燈。全能寂佛修因之時值遇此佛、始得授記。過五十三佛已有佛、名曰世自在王佛。法藏比丘時尋發心。從尋發心五劫修行後、起四十八願造此土鏡。」

等とあるから、これに依つて思ふに法藏菩薩には二度の發心があつたものゝ如く、即ち其の第一は世自在王佛の所に於いて先づ尋發心せるものであり、其の第二は尋發心より後更に五劫の修行を経て四十八願を起し給へるものである。仍つて、以下これを(A)尋發心(B)發願の二項に分つて、その各々に於ける地位に就いて考察して見ようと思ふ。

##### (A) 法藏發心の階位

法藏「尋發心」の階位に就いては、『無量壽經論釋』(對照表)に

「(問)云、第十地尋發心事何經論說耶。答)如是此經言其心寂靜志無所着、一切世間無能及者、即悟無生忍之證也。若如是菩提心經明四重發心。一初發心、謂入初地。二行發心、謂入二地乃至七地。三不退發心、謂八九地。四一生補處發心、謂第十地。今法藏尋發心者當是第四一生補處發心。」

等と云つてゐるから、その第十地説を主張せるものなることが領解される。而して、智光が何故に法藏發心の階位を以て第十地と決定せるか、その理由に就いては明かでないが、了慧の『淨土論註拾遺抄』を見るとこれを次の如く説明してゐる。

「問、法藏菩薩於何位發四十八願乎。答、中略智光言二十地者彼釋云、今法藏發心者當是第四、一生補處發心已上。案此釋意、本願文云、他方菩薩來生我國究竟必至三一生補處。阿彌陀經云、一生補處其數甚多。大經云、十四佛國不退菩薩以如彌勒等皆當三往生已上。因中願樂已攝補處果上國土多有補處。故知、法藏發願之時其位補處。諸釋如是。學者擇之。」

右に依れば、了慧は第二十二の願文及び『小經』と『大經』とに於ける經文等を根據として智光の一生補處發心説を論理づけてゐる如くであるが、なほこれを詳細に検討するときその論理の不充分なることを知る。即ち、了慧はこゝに於いて智光の尋發心と發願とを混同してゐるものゝ如く、今智光が「今法藏尋發心者當是第四、一生補處發心」と云へるものは法藏の尋發心を説明したもので、決して彼の云ふ如き四十八願を起せる時の階位を論じたものではない。智光は法藏の尋發心と發願とと共に同じく第十地なりとは論じてゐるが、この二者が全然同一なものであるとは云つてゐない。即ち、時間的に云つても發願の時期は發心のそれに遅ること五劫なるものであつて、智光は正しくこの二者を判然と區別してゐるのである。故に、これを全然混同してゐる了慧の罪は當然數へられねばならぬ。(二難) 又、智光の彌陀の尋發心を『菩提心經』の所謂一生補處發心に對配せしめた理由を如上の「一生補處に關する三個の文檢」を以て論理づけたことは實に面白き着想であつて、この點吾人は了慧に對して甚深の敬意を表せねばならぬ。然し、これは了慧一個人の獨斷的推論に屬するものであつて、果して智光にかかる意想があつたかは大いなる疑問である。否な、吾人をして端的に云はしむるならば、已に智光自ら『無量壽經』の「其心寂靜」云々と『菩提心經』とを提撕してゐるのであるから、この二經に根據して彼に於ける第十地發心説を論理づけねばならぬ。然るに、今彼がこれを全く無

視して、智光の意想しなかつた如上の三文を提撕せることは、これまた隱當を缺くものと見做されねばならぬ。(二難) かくて、以上吾人は智光に於ける第十地發心説は、了慧の論理を離れて智光自らの提撕せる『大經』と『菩提心經』との上に吟味さるべきことを認識した。果して然らば、それは如何に表示されてゐるであらうか。以下、これに就き少しく考察して見よう。

『大經』には『其心寂靜』云々とある。智光はこの經文を彼の所謂第十地發心説の根據として提撕してゐるのであるから、従つてこれを裏から云へば、この經文の上にこそ第十地説の原理が内具されてあらねばならぬ。思ふに、智光はここに「悟無生忍之證也」とある無生忍の語の上に第十地の階位を意想したものであらう。尤も、この無生忍とは智光に於いて

「言ニ三忍者信順無生○信無生理○故名ニ信忍○既信ニ無生理而心順ニ此理○故名ニ順忍○既悟ニ無生理○諸煩惱不生○故名ニ無生忍○忍者解也、定也。而就ニ階位ニ有ニ傍正義○以ニ傍正義ニ言、地前三十心名ニ信忍○十信無三慧解故不取○初地以上六地已還名爲ニ順忍○七地已上佛果已還名ニ無生忍○以ニ正義言、從初地ニ至三地ニ名ニ信忍○信ニ解無生○故○從四地ニ至三六地ニ名ニ順忍○隨順無生○故○從二七地ニ至二佛果名ニ無生忍○悟ニ解無生○故○今舉ニ正義耳○」等とあるから、第十地に限つたものでない。即ち、それは傍正何れの義より見るも七地以上佛果を意味する語で、第七地でも第八地でも乃至佛果であつても可いものである。然し、『大經』には已にこの無生忍の内徳を説明して「其心寂靜志無所着○一切世間無能及者○」とあるから、恐らく智光はこれに注意して一切世間の及ぶものなき最高の位第十地位を肯定したものであらう。(註三六) (智光に於いては菩薩の階位は五十一位にして、従つて五十二位に於ける等覺金剛位はこの場合第十地に攝せらる。即ち、第十地は菩薩の最上位たるものである。本章(B)

(項參) かくて、世王佛の所に於ける法藏菩薩の内徳が已に第十地無生忍の位であつたとすれば、從つてその發心の階位が第十地たる可きことは論を俟たざる所である。されば、智光はこの『大經』の「其心寂靜」の語に純一根據して、更にこれを彼の所謂『菩提心經』の一生補處發心に會合して、第十地發心説を提撕したものであらう。(以下(B)「法藏發願述するであらう論理はそのまま、今の(A)項「法藏發心の階位」にも應用さるべきものであるから、是非參照せられた。)

因に智光は上述四種發心のことを『菩提心經』に據ると云つてゐるが、これは明かに智光の誤りであつて『伽耶山頂經』や『大乘伽耶山頂經』等に出づることである。それは兎に角として、彼がかかる四種發心の中最後の一生補處發心を以て法藏菩薩發心の階位に當てたことは古今獨歩の新案であつて、吾人の特に注目を要すべきところである。

### (B) 法藏發願の地位

法藏發願の地位に就いては、曇鸞の『論註』〔註三九〕では唯だ「聖種性」(十地位)とあるのみで、その第何地なるやはつきりと述べられてゐないから、古來或は初地、七地、八地等種々の異説が生ずるに至つたことである。従つて、この問題は日本淨土教理史上相當波瀾を醸すに至つたことであるが、然らば、智光はこれに對して如何なる見解を提撕してゐるであらうか。

先づ、彼の『無量壽經論釋』〔註四〇〕を見ると

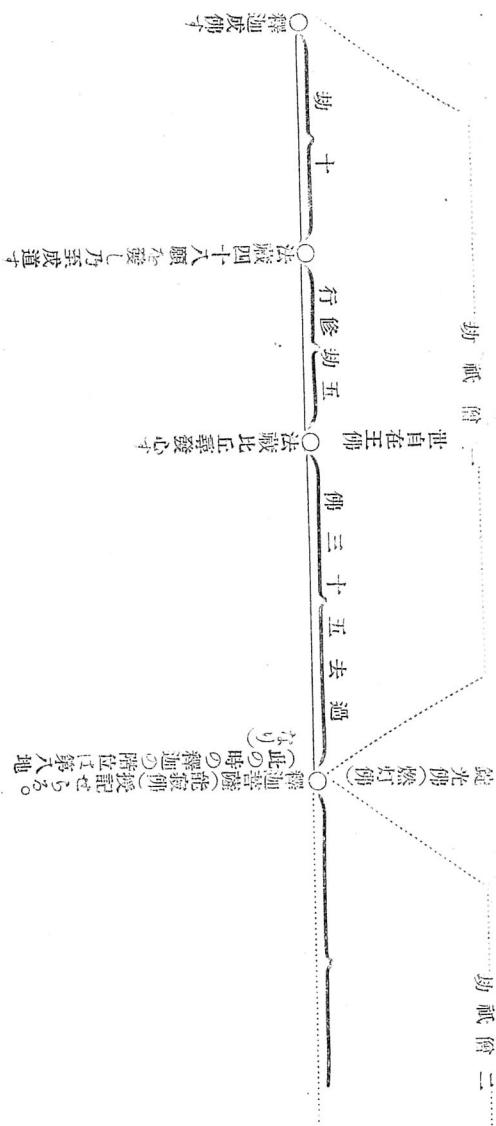
「問曰、如ニ觀門言、如ニ此妙花是本法藏比丘願力所成。此由ニ花座ニ顯ニ示淨土。以ニ四十八願力所成、未知法藏在ニ於何位ニ而造、而土。答曰、就レ往通辨、過去五十三佛之中最初成佛、名爲ニ鎧光ト、亦名ニ燃灯ト。今能寂佛修因之時值ニ遇此佛、始得ニ授記。過ニ五十三佛ニ已有レ佛、名曰ニ世自在王佛ト。法藏比丘時尋發心、從ニ尋發心ニ五劫修行後、

智光の淨土教思想に就いて(上)(戸松)

起<sup>シテ</sup>ニ四十八願<sup>ヲ</sup>造<sup>ル</sup>此土鏡<sup>一</sup>。然後法藏菩薩往<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>其淨土中<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>樹王下<sup>ニ</sup>成<sup>ニ</sup>無上道<sup>一</sup>。其成佛已遷<sup>ニ</sup>十大劫<sup>一</sup>。故知第十地菩薩、以<sup>ニ</sup>方便<sup>ヲ</sup>發<sup>ニ</sup>四十八願<sup>ヲ</sup>、以<sup>ニ</sup>造<sup>レ</sup>之、現<sup>シ</sup>此分段應土<sup>ヲ</sup>接<sup>ニ</sup>引<sup>スルコトヲ</sup>有情<sup>一</sup>。

等とあるから、法藏發願の地位は釋迦心のそれと同様第十地なることが領解さるゝ。而して、智光がまたかゝる第十地發願説を如何なる根據と理由とに依つて論理づけたか、それ等の問題に就いては勿論はつきりせぬが、以下私に考ふる所を敢へて公示し、諸賢の御叱正を仰ぐこととする。

思ふに、かゝる問題を解決するに就いては右に引ける『對照表』(No. II) の文は注意すべきものである。即ち、それに依れば已に「過去五十三佛之中最初成佛<sup>ヲ</sup>、名爲<sup>シ</sup>銕光<sup>ト</sup>、亦名<sup>ニ</sup>燃灯<sup>ト</sup>。云々」等とあるから、智光は『大無量壽經』の銕光佛と『大品般若經』河天品の燃燈佛とを同一視してゐることが窮知さるゝ。而して、『大品』に謂ふ燃燈佛は釋迦菩薩の第二僧祇劫滿位に值ふところの佛である。故に、智光の言ふ如く『大經』の銕光と『大品』の燃燈とが同一體なるものとすれば、これを言ひ換ふれば『大經』に所謂過去五十三佛の最初の成佛たる銕光佛は釋迦菩薩第二僧祇滿位に值ふところの佛と云ふことになるのである。これ今之所用であつて、實に本問題を解決すべき純一役割を演ずるものである。而して、法藏比丘はこの二僧祇滿位の釋迦菩薩が值へる最初の銕光佛より、更に五十二佛を経終つて最後の世自在王佛の所にて、初めて尋發心し、それより更に五劫の修行を経て四十八願を發し成佛し給ふたのである。而も、この時の彌陀の成道は釋尊のそれに先立つこと十劫の昔なるものである。これ、右引文の大要である。便宜上、これを左に圖示しておこう。



かくて、法藏は釋迦より遙かに(過去五十三佛と五劫修行の長時間)遅れて發願し、而も釋迦より十劫前に成佛してゐるのである。こゝは非常に注意すべきもので、従つて『刪補鈔』等はこゝに着眼して智光に於ける第十地發願説を論理づけてゐるのである。即ち、云く

「智光師第十地菩薩者、大經所列五十三佛初綻光佛大品所說燃燈也。得意故。從彼時後釋尊成道只一大僧祇也。然彌陀十劫先成佛故也。」

等と。尤も右『刪補鈔』の文は簡潔し過ぎて意味を取り難いのであるが、これに對し慧空講師はその著『眞本叢林集』に

左の如く詳説してゐるから、それを通してこれを判然と認識することが出来るであらう。

「四ニ法藏ハ九地十地ノ菩薩ナリ。謂ク、五十三佛ノ最初ノ鎧光佛ハ釋迦第一僧祇満供養ノ佛ナリ。其佛ノ後、五一佛ノ出世度生長遠ナルベシ。第五十三ノ饑主佛ニ遇テ發願シ給フテ、釋迦ノ成道ニ先キンジテ十劫已前ノ成佛ナレバ、發願ノ時ハ十地中ノ高位ナルベシ。九地ニ餘リ十地ニ隣ル位ト云フベシ。釋迦ハ鎧佛ノ時、第八地ナリ。其ヨリ五十二佛ヲ經テ、法藏發願シテ成道シ給フ事、釋迦ニ先キ立ツコト十劫ナリ。是ヲ以テ量ルニ、發願ノ時ハ第八地ヨリ上地タルベシ。」

説明の懇切さ、實に見るべきものがあるであらう。これ等を通して智光の意を窺ふに、法藏は釋迦より遙か後に發心し發願して、而も釋迦より遙か先に成佛してゐるのであるから、従つて法藏の尋發心及び發願(四十八願)の地位は當然二僧祇満位の時の釋迦の地位より遙かに上位なるものであらねばならぬ。何んとなれば、釋迦より下位なるものが釋迦より後に發心し發願して、釋迦より先に成道すると云ふ事は到底吾人の想像し得ざるところであるからである。而して、已に二僧祇満位の時に於ける釋迦の階位は第八地であつた。従つて、今の法藏の地位たるや少くともそれより高位の、即ち第九地か第十地であらねばならぬであらう。恐らく、智光はかかる意を含ませて彼獨特の第十地發心説或は第十地發願説を創唱したものであらう。

かくて、以上吾人は智光に於ける第十地發願説の理由に就いて検討し終つたことであるから、更に進んでこれが根據に就いて、即ち智光は何を根據にしてかゝる第十地發願説を立てたかと云ふ問題に就いて考へて見たい。

思ふに、この問題に就いては吾人は上述(A)項に於ける第十地發心説の原由を想起せねばならぬ。即ち、彼處に於

いて吾人は第十地發心説の根據は智光に於いて『大經』の「其心寂靜」云々に在つたことを論述したことであるが、これはまた今の第十地發願説にも通用さるべきものであらねばならぬ。何となれば、世王佛の所に於ける法藏の尋發心が、已に第十地位にあつたとすれば、それより更に五劫の修行を積集せる今の發願の地位が第十地より上昇こそすれ、それより以下に低下する筈は絶対に想像し得ないからである。而して、已に智光に於いて菩薩の階位は第十地を最高位としてそれ以上の位は存しないのであるから、從つて第十地最高位の尋發心より、更に五劫の修行を経たる今の發願の地位が矢張り第十地位と決定せらるべきは理の當然たるところであらう。

かくて、以上『大經』の「其心寂靜」云々は法藏の發心の階位と及び發願の地位とを決定すべき純一論據となるものであつた。然しながら、なほこゝに一考すべきは、智光がかかる第十地發心説及び第十地發願説を提撕せるには今一つの大きな根據の在つたことである。即ち、それは嘉祥の『觀無量壽義疏』(註四三)に現れたる發願説である。嘉祥は法藏發願の地位を定むるに、先づ南地の師と北地の師との二説を擧げて、即ち南地の師の説では十住の第六心破拆空の位にて發願したのであるが、北地の師に依れば第八地以上であると論じてゐる。而して、次いで自己の説を出して、

「今謂中略以三法藏菩薩有二本迹二門。就迹爲論，在凡夫地以願造土可云三報土。乃至若論本門此，菩薩位居二隣極無三更造業。唯是應現依正面報。」

等と主張してゐる。これは、已に香月院がその著『佛說無量壽經講義』(註四四)に於いて

「先づ初めに法藏菩薩の發願の地位を定むべし。中略嘉祥は法藏の本門と迹門とを分つ。本門は等覺の菩薩なり。今日法藏比丘となり給ふ處は迹門にて凡夫地なり。迹門の凡夫地にて四十八願を發すとす。」

等と釋してゐる如く、法藏に本迹の二門を立て、その中迹門に就いて凡夫地發願說を立てたものである。然るに、今智光はこの嘉祥の本迹二門說を受けつゝ、而も自らはその凡夫地發願說をすて、法藏の本門に就いて彼の所謂第十地發願說を立てゝる如くである。便宜上、右嘉祥『觀經疏』の引文に對する智光の領解を掲ぐれば、

「若以シヨブレ本言、即是應土、已定第十地故。若以シテラバ迹言、即以チラノ有漏業之所造故名報土。乃至法藏菩薩在ツカ」  
〔註四〕「若以シヨブレ本言、即是應土、已定第十地故。若以シテラバ迹言、即以チラノ有漏業之所造故名報土。乃至法藏菩薩在ツカ」  
〔註五〕

第十地無更作業。唯是應現依正兩報。

等とある。こゝに、彼が嘉祥『觀經疏』の「若論本門此菩薩位居隣極」とあるを解して、「若以シヨブレ本言、即是應土、已定第十地故」と云へるものは注意を要すべき所である。思ふに、この「隣極」とは至極に隣なると云ふ意味であつて、即ち智光自ら『淨名玄論略述』に「佛是至極之位」と云つてゐるに徴すれば、即ち佛果に隣する所謂等覺金剛の位を指すものなることは言ふまでもない。從つて、かく法藏の本門は等覺金剛位に定れるものであるから、その發願は金剛位であると見做さるべきである。然るに、智光はこの金剛位を「已定第十地故」と第十地に解し、依つて以て第十地發願說を提撕せるものは一體何う云ふ譯であらうか。

これ、思ふに嘉祥等が『瓔珞經』に據して菩薩の階位を五十二位とするに對し、智光は『仁王經』に依つて五十一位を立つるに由來するものでなからうか。即ち、彼の『淨名玄論略述』を見ると、

「由此經仁王經意、十地金剛爲不異故。明三寂滅忍有十地、十地下品、佛果上品。」  
〔註四〕「由此經仁王經意、十地金剛爲不異故。明三寂滅忍有十地、十地下品、佛果上品。」  
等とある。これ、『瓔珞經』が五十二位を立てゝ從つて寂滅忍に就き十地は下品、金剛は中品、佛果は上品なりと三を立つるに對し、今の『仁王經』に依れば五十一位にして、即ち金剛位は第十地に攝つてしまふから、從つて寂滅忍に就

いても十地の下品と佛果の上品の一あるのみにして、その間金剛の中品の存在を許さずと論するものである。又、彼の『般若心經述義』を見ても、般若の正觀を菩薩の五十一位に對配して、(一)十信の菩薩の正觀は信正觀、(二)十解の菩薩の正觀は解正觀、(三)十行の菩薩の正觀は順正觀、(四)十廻向の菩薩の正觀は正觀は證正觀、(五)十地の菩薩の正觀は止まざるものであるから、この場合五十二位に於ける等覺金剛の位は第十地に攝せられ、第十地と一つになるのである。

従つて、嘉祥の五十二位に於ける法藏本門の等覺位は、こゝに智光の五十一位となすものに於いて第十地の位となり、依つて智光は「位居<sub>ス</sub>隣極<sub>ニ</sub>」を「已定第十地故」<sub>(註四八)</sub>と解せるものである。即ち、嘉祥に於ける等覺と智光に於ける第十地とはその位に於いて決して別たるものではなかつたのである。故に、智光はこの等覺と第十地との一體にして別ならざる事を實證せん爲めに、所々に或は「一生補處發心」<sub>(註四九)</sub>と云ひ、或は「十地金剛心菩薩」<sub>(註五〇)</sub>と、更には「如意寶義」<sub>(註五一)</sub>と論じてゐるのである。

者、無量壽佛總<sub>(註五二)</sub>是十地菩薩所見、如<sub>ク</sub>說皆是「一生補處」<sub>(註五三)</sub>等と論じてゐるのである。

かくて、智光に依れば等覺は第十地に一致して、即ち嘉祥の所謂法藏の本門は等覺なりと云ふ主張は、こゝに法藏の本門は第十地なりと云ふことになるのである。従つて、かく法藏の本門が已に第十地であると決定せられた以上、その尋發心及び發願の地位も自ら決定せらるべき、即ちその共に第十地なることが領解されるのである。今、智光はかかる論理に立つて嘉祥の「位居<sub>ス</sub>隣極<sub>ニ</sub>」に根據して法藏に於ける發心と發願との階位を第十地と主張したものであらう。

以上、智光に於ける第十地發心説と第十地發願説とに對して諸義を提撕し、敢へて私見を發表したことであるが、

なほこの點特に先輩諸賢の是正を仰ぎたい。(未完)

(註三四) 了慧『淨土論註拾遺抄』(淨全一四四)

(註三五) 『淨名玄論略述』(日本大藏經)。これは傍正の二義を提撕して、信順無生の三忍を菩薩の階位に對配せしめたものである。便宜上、左にこれを圖示しておかう。



その傍正何れの義に於いても、無生忍は第七地乃至佛果たることが領解されるであらう。  
因に、同『玄論略述』を見ると智光は五忍説を提撕して次の如く論じてゐる。  
「依<sup>ラバ</sup>華嚴經<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>三忍<sup>ヲ</sup>。瓔珞大王<sup>ニ</sup>具說<sup>ニ</sup>五忍<sup>ヲ</sup>。二者伏忍、謂地前三十心<sup>ヲ</sup>。伏<sup>ニ</sup>無明<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>二者信忍、謂十地中初二三<sup>ト</sup>是<sup>ヲ</sup>。三者順忍、謂四五<sup>ト</sup>。四無生忍、謂七八九<sup>ト</sup>。五寂滅忍、謂第十地乃至佛果<sup>ヲ</sup>。已<sup>ニ</sup>證<sup>ニ</sup>寂滅理<sup>ヲ</sup>故<sup>ニ</sup>」  
これを圖示すれば左の如くなるであらう。



これ、無生忍を論じて第七地・八地・九地とするものである。従つて、右五忍説よりは智光の所謂第十地發心説は出て來ぬ。智光の本意が前者の三忍説に在つて、その五忍説にあらざることは『玄論略述』を見れば誰れでも分ることである。

今、智光はこの三忍説に立つて最上位たる第十地發心説を提倡せるものである。

〔註三六〕 論者あつて、「一切世間無能及者」とあるより見れば、今の「無生忍」は佛果と見て然るべきであらうと難するかも知れない。一往尤もなる論理ではあるが、今の「其心寂靜」云々なる經語は法藏因位の世界に於ける叙述であつて、成佛以後の果位に就いて云つた話ではない。況んや、智光の意に依れば法藏成佛前の尋發心に就いて論してゐることであるから、佛果と見ることは何としても許されざることである。従つて、當然吾人の云ふ如く、佛果を除く以外の最上地位たる第十地と見做すが妥當であらう。斯く見てこそ、智光の正意を把握し得ることである。

〔註三七〕 『伽耶山頂經』(大正藏經一四 495 a)

〔註三八〕 『大乘伽耶山頂經』(大正藏經一四 490 c)

〔註三九〕 曇惣の『論註』(上 9 b)  
 〔註四〇〕 『摩訶般若波羅密經』河天品第五十九(大正藏經八 349 b 以下)参照。  
 〔註四一〕 『刪補鈔』(三 31 b)

〔註四二〕 『真本叢林集』(1) 18 ab

〔註四三〕 嘉祥『觀無量壽義疏』(淨全五 4 b)

〔註四四〕 香月院師『佛說無量壽經講義』(佛教大系一 p. 537)

〔註四五〕 『無量壽經論釋』(對照表 No. 11)  
 〔註四六〕 『淨名玄論略述』(日本大藏經 112 b)

智光の淨土教思想に就いて(上)(石松)

〔註四七〕 同上 (5 b)

〔註四八〕『般若心經述義』(日本大藏經 2 b)

なほ、これに就いては島地大等師の『日本佛教教學史』(p. 92)を參照。

〔註四九〕『無量壽經論釋』(對照表 No. 11)

〔註五〇〕 同上 (對照表 No. 5)

〔註五一〕 同『論釋』(對照表 No. 51)

附記。天親『淨土論』、曇贊『淨土論註』、智光『無量壽經論釋』三本對照表は已に出來上つてゐますが、便宜上本論文の卷尾に附錄致します。

(以上、昭和十二年六月二十九日稿了)